

○財務省告示第六十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十三年二月二十三日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十三年三月八日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第二百九十二回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十九回、第六十回、第六十一回及び第六十八回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額	額面金額で二千九百九十七億円
七	払込金額	三千百三十四億三千二百六十九万二千円
八	最低額面金	五万円

十四 利 子

の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記（一）の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受けるとして、所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（次号において規定する期日について同じ）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 入札の基
十八 準とす
十九 各発行対
象国債の
利回り支
元利回金
十 払場所
十一 入札参加

（別表のとおり）
額面金額百円につき百円
平成二十三年二月十八日付で
本証券業協会が発した公社債
店頭売買参考統計値表に掲載さ
れた各発行対象国債の平均値の
単利回りとする。
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

二十 者 払込期日 平成二十三年二月二十三日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (二十年) (第二回)	一・七%	平成三十三年三月十日	二十九億円
利付国庫債券 (二十年)	二・二%	平成三十三年三月二十六日	四十二億円
利付国庫債券 (二十年)	一・〇%	平成三十三年三月二十五日	二十二億円
利付国庫債券 (二十年)	一・四%	平成三十三年三月二十四日	二百五十九億円
利付国庫債券 (二十年)	一・七%	平成三十三年三月二十四日	九十五億円